主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人宇治野純章の上告理由について。

本件に関する原審の事実認定は、挙示の証拠関係に照らして首肯することができ、 判断の過程に所論の違法はなく、<u>右事実によれば、本件契約は民法九〇条により無</u> 効と解すべきものとする原審の判断も、正当として是認することができる。論旨は、 ひつきよう、原審の事実認定を非難するか、または原審の認定にそわない事実を主 張して、これに基づく所見を述べるに帰し、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 小
 川
 信
 雄

 裁判官
 岡
 原
 昌
 男

 裁判官
 大
 塚
 喜
 一
 郎